

著作権法第 35 条の改正で可能となる 著作物の基本的な利用方法

～教材の活用者と基本的な利用方法～

- この資料で「教材」とは、授業の過程（授業時間外学習を含む）において使用するために、他者の著作物を利用した学習資源を指します。
- この資料で「教材活用者」とは、高等教育機関において授業を担当する者及び授業を受ける者を指します。
- 教材活用者は、作成した教材をサーバーに保存しダウンロードさせること、メールに教材を添付して送ること、遠隔授業やオンデマンド型授業で講義映像や資料を送信することなど、ネットワークを活用した著作物の利用（複製・送信）を行うことができます。
- 教材の送信及び受信を行うのは、人数の多寡に関わらず、教材活用者に限られます。
- 現在販売されている書籍の全部を複製し送信するなど「著作権者の利益を不当に害する」と考えられる利用は対象外となります。

